京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月16日

京都市公営企業管理者 交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第17号

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「一日乗車券等」を「一日乗車運賃等」に改め、同条第2項中

を

Γ				
	一日乗車運賃の種類	乗車区間		額(1人につき)
		乗合自動 車	高速鉄道	
	乗合自動車・高速鉄道共通大人一日乗車旅客運賃	全線	全線	円
				900
	乗合自動車・高速鉄道共通小児一日乗車旅客運賃	全線	全線	450

」に改め,

同条第3項中

二日乗車運賃の種類	乗車区間		額(1人につき)
	乗合自動 車	高速鉄道	
乗合自動車・高速鉄道共通大人二日乗車旅客運賃	全線	全線	円
			2,000
乗合自動車・高速鉄道共通小児二日乗車旅客運賃	全線	全線	1,000

」を

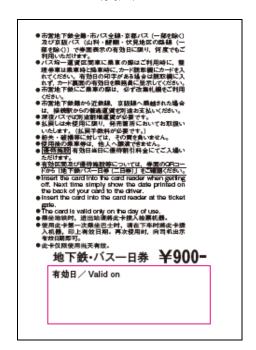
Γ.				
'	二日乗車運賃の種類	乗車区間		額(1人につき)
		乗合自動 車	高速鉄道	
	乗合自動車・高速鉄道共通大人二日乗車旅客運賃	全線	全線	円
				1,700
	乗合自動車・高速鉄道共通小児二日乗車旅客運賃	全線	全線	850

」に改める。

- 第10条中「一日乗車券及び二日乗車券」を「一日乗車券及び二日乗車券(以下「一日乗車券等」という。)」に改める。
 - 第18条第2項中「一日乗車券及び二日乗車券」を「一日乗車券等」に改める。 第22条第2項を次のように改める。
- 2 一日乗車券等を所持する旅客が、一日乗車券等を乗合自動車において使用する場合は、 運賃を支払う際、カードリーダーに一日乗車券等を挿入しなければならない。ただし、 使用時の日付が印字されている場合は、この限りではない。
- 第22条第3項中「京都バス株式会社」の右に「及び京阪バス株式会社」を加え、「同社」を「各社」に改める。
 - 第27条第3項中「200円」を「220円」に改める。
 - 第4号様式を次のように改める。
 - 第4号様式(第17条関係)
 - 1 乗合自動車・高速鉄道共通大人一日乗車券



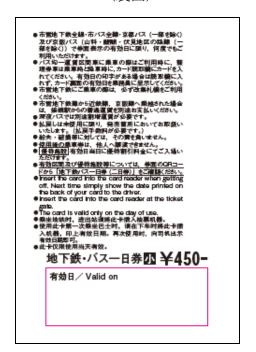
(裏面)



- 備考1 乗車券として使用するために必要な事項以外については、必要に応じて変更する ことがある。
 - 2 エンコード乗車券とする。
 - 2 乗合自動車・高速鉄道共通小児一日乗車券



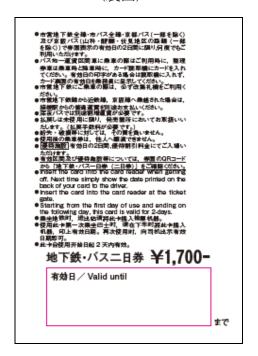
(裏面)



- 備考1 乗車券として使用するために必要な事項以外については、必要に応じて変更する ことがある。
 - 2 エンコード乗車券とする。
 - 3 乗合自動車・高速鉄道共通大人二日乗車券



(裏面)



- 備考1 乗車券として使用するために必要な事項以外については、必要に応じて変更する ことがある。
 - 2 エンコード乗車券とする。
 - 4 乗合自動車・高速鉄道共通小児二日乗車券





- 備考1 乗車券として使用するために必要な事項以外については、必要に応じて変更する ことがある。
 - 2 エンコード乗車券とする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年3月17日から施行する。ただし、第27条第3項の規定は、 平成30年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車 取扱規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した一日乗車券等を所 持する旅客は、当該乗車券をその通用期日に限りそのまま使用することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

(交通局営業推進室)